

令和3年(2021年)8月25日

記者会見資料

国保課

子ども医療助成事業について

1 趣旨

本市の子ども医療費助成は、令和2年度(2020年度)に入院医療費の対象者を18歳到達の年度末までの高校生等、及び全国に先駆けて24歳到達の年度末までの大学生等に拡大し、切れ目のない子育て支援を拡充してきたところである。

通院医療費の対象については高校生等への拡大が以前より検討課題となっていたが、高校生等の年代については、スポーツでのケガや、思春期特有の身体的・精神的疾病があり、また、学費等の子育てに係る保護者の経済的負担が特に増加する時期であると考えられる。

コロナ禍により社会情勢が不安定な状況が続く中、安心して医療機関を受診できる環境を整えることで、未来を担う高校生等の子ども達の健康を保持し、安定した就学活動等を支えるとともに、保護者の経済的負担を軽減することにより、「暮らしを応援する」施策を推進し、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに寄与するため、通院医療費の助成対象を15歳到達の年度末までの中学生から18歳到達の年度末までの高校生等に拡大するもの。

2 事業内容

(1) 拡大内容

区分	現行	拡大後
0歳～中学生 (15歳到達の年度末まで)	通院・入院	通院・入院 (変更なし)
高校生等 (18歳到達の年度末まで)	入院のみ	通院・入院
大学生等 (24歳到達の年度末まで)	入院のみ	入院のみ (変更なし)

(2) 拡大対象者の要件

市内に住民票上の住所を有する16歳に到達する年度の初日から18歳に到達する年度の末日までの者(高校等に在学していない者も対象とする)

(3) 実施時期

令和4年(2022年)4月1日

3 条例改正及び予算措置

(1) 条例改正

東海市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
令和3年第3回市議会定例会に条例案を上程

(2) 予算措置

ア 医療助成システム運用保守経費	5, 170千円
イ 子ども医療助成事業	900千円